

善通寺市電子図書館システム導入業務委託 プロポーザル実施要項

1. 趣旨・目的

来館が困難な利用者へのアウトリーチサービスの充実と with コロナの社会情勢下で読書推進を図るべく、電子図書館サービスを導入する。また、令和元年6月施行の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の趣旨に沿い、文字拡大や日本語読み上げ機能、オーディオブック等の音声資料など、電子書籍特有の機能による新しい図書館サービスを展開する。

2. 業務概要

(1) 業務名称

善通寺市電子図書館システム導入業務

(2) 業務概要

別紙「善通寺市電子図書館システム導入業務委託仕様書」を参考とすること。

(3) 業務期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

※ 市議会において本事業の繰越に係る予算が議決されたときは、令和3年5月28日まで延長するものとする。

(4) 見積限度額

ア 電子図書館システム導入業務委託 770,000円（消費税等を含む。）

※ 電子書籍のコンテンツ料については、別途3,000,000円程度を想定。

イ 電子図書館システム使用料 55,000円/月（消費税等を含む。）

※ 電子図書館システム使用に係る経費は、以下の費用とする。

- ・システム使用料を含む全ての維持管理費用
- ・データ及びログ提供に要する費用
- ・保守管理・サポート業務に要する費用

※ 電子図書館システム使用に係る経費については、「善通寺市電子図書館システム導入業務委託」とは別に、「善通寺市電子図書館システム使用契約」を締結する。

3. 事務局

所在地 〒765-0013 香川県善通寺市文京町三丁目3番1号

担当課 善通寺市立図書館

電話 0877-63-5188 FAX 0877-63-5189

E-mail toshokan@city.zentsuji.kagawa.jp

URL <http://tosho.city.zentsuji.kagawa.jp/>

4. 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、善通寺市指名停止等措置要領（平成元年 4 月 1 日告示）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 令和 2・3 年度の「善通寺市役務提供等入札参加資格者名簿」に登録されていること。ただし、次の書類を提出した者は上記に準ずる資格がある者とみなす。
 - ア 法人税と消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書
 - イ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ウ 決算状況を明らかにする書類
- (6) 平成 27 年 4 月 1 日以降において、公共図書館又は大学図書館において電子図書館サービス業務を履行した実績を有すること。

5. スケジュール

	内 容	日 時
1	公募開始	令和 3 年 2 月 1 日（月）
2	質問書の提出期限	令和 3 年 2 月 10 日（水）午後 4 時まで
3	質問書の回答	令和 3 年 2 月 15 日（月）
4	参加表明書の提出期限	令和 3 年 2 月 18 日（木）午後 4 時まで
5	業務提案書提出要請書の送付	令和 3 年 2 月 22 日（月）
6	業務提案書等の提出期限	令和 3 年 3 月 10 日（水）午後 4 時まで
7	プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和 3 年 3 月 17 日（水）予定
8	特定・非特定通知書の送付	令和 3 年 3 月 23 日（火）予定

6. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和 3 年 2 月 18 日（木）午後 4 時まで
- (2) 提出方法
 - ア 事務局まで持参又は郵送とする。郵送する場合には、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。
 - イ 持参による提出については、平日（土日、祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの時間帯で受領する。
- (3) 提出書類（各 1 部）
 - ア 参加表明書【様式 1】
 - イ 会社概要書【様式 3】
 - ウ 参加者の同種・類似業務実績【様式 4】

※平成 27 年 4 月以降における公共図書館又は大学図書館への電子図書館システム導入実績を記載すること。(最大 10 件まで)

(4) 質問の受付及び回答

質問は、質問書【様式 2】により電子メールにて事務局に送付すること。回答は、とりまとめの上、提出者全者に対して電子メールにて回答する。なお、公平を期するため、電子メールのみの受付とし、電話などによる個別の質問は受け付けない。

ア 提出期限 令和 3 年 2 月 10 日 (水) 午後 4 時

イ 回答日 令和 3 年 2 月 15 日 (月)

ウ その他 電子メールにおける表題は、【善通寺市電子図書館システム導入業務_質問書】とし、様式 2 を添付の上、本要項 3. 事務局メールアドレスに送信すること。なお、誤送信等のトラブルの責任は持てないので、十分注意すること。

(5) 参加資格審査及び提出書類による一次審査

提出された参加表明書等を基に、事務局において参加資格審査を実施し、資格適合者には業務提案書提出要請書を送付する。なお、資格適合者が 5 者を超える場合は、事務局で資格適合者の客観評価による一次審査を実施し、客観評価点の合計が上位 5 位までの者を選定し、業務提案書提出要請書を送付する。

7. 業務提案書等の提出

(1) 提出期限 令和 3 年 3 月 10 日 (水) 午後 4 時まで

(2) 提出方法 本要項 6. (2) を参照。

(3) 提出書類

ア 業務提案書表紙

イ 業務提案書

① 業務実施方針

② テーマ別業務提案

ウ 参考見積書

エ 業務実施工程表

(4) 提出部数

6 部 ※1 部のみ正本とし、残り 5 部は複写で可とする。

(5) 提出書類の記載上の留意事項

ア 業務提案書

① 業務提案書表紙【任意様式 A4 縦長片面】

代表者印を押印のうえ、提出すること。

② 業務実施方針【任意様式 A3 横長片面 1 枚】

業務実施方針は以下の内容を記載し、発注者を支援する姿勢や取組意欲、担当者の技術力の高

さ、業務内容の理解度等を評価する。

- ㊦ 本業務への取組体制
- ㊧ 各業務担当チームの特長
- ㊨ 業務上特に配慮する事項（提案を求めている内容を除く。）

③ テーマ別業務提案【任意様式 A3 横長片面 2 枚】

業務提案のテーマは以下のとおりとし、その的確性、実現性等を評価する。なお、業務提案書等の作成にあたっては「善通寺市新図書館建設基本計画」のほか、本市の図書館施策等を十分に理解した上で行うこと。

- ㊦ 提案システムの機能及び特徴について
- ㊧ 電子図書の充実性について
- ㊨ セキュリティ対策及び運用支援について
- ㊩ 利用促進等に係る支援について

④ 作成上の注意事項

- ㊦ 提案は文章での表現を原則とし、文字の大きさは、原則 10.5 ポイント以上とすること。文書を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、基本的考え方をわかりやすく簡潔に記述すること。
- ㊧ 提案者を特定することができる内容の記述（社名や実績の名称など）は行わないこと。（プレゼンテーションにおいても同様とする。）

イ 業務参考見積書【任意様式 A4 縦長片面】

参加者の提案業務を含めた本業務に必要な費用を積算し、提出すること。業務参考見積書は、仕様書（参加者の提案業務を含む。）に示す業務内容ごとに、必要人工数と内訳金額が分かるように作成すること。

ウ 業務実施工程表【任意様式 A4 横長片面】

参加者の提案業務も含めた本業務の業務実施工程を作成し、参考資料として提出すること。

8. 選考方法

（1）基本的な考え方

選考にあたっては、「善通寺市電子図書館システム導入業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、業務提案書やヒアリング等による審査を実施する。委員会での審査結果を受け、評価が最も高い提案者から委託候補者、委託候補次席者を選定する。

（2）業務提案書等の評価基準

業務提案書等の評価基準は次による。

評価項目	評価の視点
事業方針・スケジュール・業務等の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・事業方針、目標を明確に定めた業務提案であるか ・作業計画が効率的であるか。 ・発注者側の作業負担軽減について考慮されているか。 ・業務遂行のための十分な経験があるか。
業務目的の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的を理解した提案となっているか。
システムの機能及び特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとって便利で効果的な機能を提案できているか。 ・Web アクセシビリティに対する考え方が明確であり、システムが簡単な操作で利用できるものとなっているか。 ・帳票機能は業務遂行にあたり十分なものか。
電子図書の充実性	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的に沿った電子図書を多数確保しているか。 ・音声読み上げや文字の拡大等、読書環境の整備に寄与する電子図書が多数用意されているか。 ・今後の電子図書の充実への取組みについて提案されているか。
セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ対策について適切な提案であるか。 ・運用開始後のサポート体制について適切な提案であるか。 ・システム障害時の対応について適切な提案であるか。
運用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入にあたっての操作方法等に係る職員研修については適切な内容か、 ・問い合わせやシステム障害発生の際に速やかに対応できる窓口を設けるなど、システム稼働後のサポート体制が整っているか。
利用促進等に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進支援について、具体的で実現可能な支援方策が提案されているか。
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な根拠に基づいて算定されており、見積限度額と比較して適切な金額であるか。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング審査

審査は、提出された業務提案書の内容と、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を踏まえ行うものとし、その実施方法は以下のとおりとする。

ア 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、WEB によるプレゼン等とする。

イ プレゼン等への出席者は、本業務を担当する管理技術者を必須とし、その他各業務主任担当者の中から選出した計3名以内とする。（パソコン操作者を含む。）

ウ プレゼン等の日時や開催形式等については、別途通知する。

エ プレゼン等は、参加者が提出した業務提案書及びそこに記載した内容をパワーポイント等にて

表現したもののみとし、新たな説明資料の提示は認めない。

オ プレゼン等の時間は1者につき40分程度とし、その内訳はプレゼンテーションを20分以内、質疑応答を20分程度行う予定である。

(4) 審査結果の通知

審査の結果、最も優れた提案者を最優秀提案者、次に優れた提案を次席提案者として特定し、それぞれの提案者を受託候補者及び受託候補次席者に選定する。受託候補者、受託候補次席者及び選定されなかった業務提案書の提案者に対しては、審査の結果を書面にて郵送で通知する。

9. 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- ア 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合
- イ 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- ウ その他、本要項に違反すると認められた場合
- エ 審査委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- カ 契約締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合

10. 契約・その他

(1) 業務委託契約

ア 契約の締結

受託候補者として選定された者と契約交渉を行った上で契約手続を行う。ただし、この者が参加表明書の提出から契約締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合、又は提出された書類等に審査結果に影響を及ぼす虚偽の記載があることが判明した場合、若しくは何らかの事故等により契約交渉が不可能となった場合は、その者との契約の締結を行わず、受託候補次席者を契約交渉の相手方とする。

(2) その他

- ア プレゼン等への参加を要請された者が、これを辞退する場合は、書面（任意様式）により、令和3年3月8日（月）までに事務局まで持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。
- イ 本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- ウ 提出受付期限以降における提出書類の追加、差替え及び再提出は原則として認めない。
- エ 本業務の実施にあたっては、提出書類に記載した配置予定の管理技術者及び業務担当者を原則として変更することはできない。ただし、病床、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を発注者から得るものとする。
- オ 提出された業務提案書等は返却しない。
- カ 提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において複製を作成する。
- キ 提出資料及びその複製は、審査以外は参加者に無断で使用しない。ただし、発注者は、委託候補者に特定された参加者の業務提案書については、市議会、市民説明会等への配布及び善通寺市ホー

ムページにおける公表ができることとし、本プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。

ク 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、善通寺市情報公開条例（平成12年3月条例第1号）に基づき提出書類を公開することがある。

ケ 審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受付けない。